

監査委員公表第5号

定例監査結果報告書について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和7年11月6日

戸田市監査委員 小 川 千恵子

戸田市監査委員 三 輪 ナヲ子

令和7年11月6日

令和7年度 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を戸田市監査委員監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査対象

(1) 対象課所

健康福祉部 生活支援課

消防本部（総務課、予防課、警防課）

消防署（消防第1課、消防第2課、消防第3課）

(2) 対象事務

原則として、令和6年度における財務に関する事務の執行。

2 監査期間

令和7年9月22日から令和7年10月29日まで

3 監査の着眼点（評価項目）

- (1) 委託契約等に関する事務は適切か。
- (2) 工事契約に関する事務は適切か。
- (3) 補助金等に係る事務は適切か。
- (4) 物品購入契約に関する事務は適切か。
- (5) 所管事業が適切かつ効果的か。

4 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の結果

監査対象となった事務について、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、指摘事項には該当しないものの、今後の事務執行において改善が必要な事項については、監査委員の命を受けた行政委員会事務局長を通じて関係者に適正に処理を行うよう求めたところである。